

輸出者の皆さんに！

便利な「登録検査機関」を活用しよう

輸出検査が受けやすくなりました！



植物防疫所公式キャラクター「ピーきゅん」[®]

3大メリット

1. 自分の都合で検査の日程調整がしやすい！
2. 少量でも集荷地検査可！
3. 植物検疫証明書はこれまでどおり郵送対応可！



以下の4つの検査で利用できます。

目視検査

リンゴ、モモ、ナシなど

精密検査

種苗のウイルス検定

栽培地検査

畑などの栽培地での検査

消毒検査

木材や種子の消毒立会

令和5年4月1日から農林水産大臣の登録を受けた者（登録検査機関）が輸出植物や物品（中古農業機械、赤玉土など）の検査の一部を行うことができるようになりました。

ご利用はこちらから ▶



問い合わせ先： 農林水産省 横浜植物防疫所輸出検疫担当

TEL：045-211-7155

2023年5月更新